

2020年4月23日

当協議会加盟社の皆様へ

レジャーダイビング認定カード普及協議会
会長 中野 龍 男

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下におけるレジャーダイビングサービス提供にあたって

平素より当協議会の運営に関しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、これまで私たちが経験した事がないほどの全国規模での経済活動の縮小および自粛という私達の生活に多大なる影響を与える事態となっております。

日本国内における新型コロナウイルスの感染は依然予断を許さない状況にあり、日本政府もこの感染拡大をうけ「緊急事態宣言」を7都道府県に対して2020年4月7日に発令し、その後2020年4月16日にはその対象を日本全国に広げることになりました。期限は5月の大型連休明けまでとなっておりますが、全国の状況をみてさらに延長される可能性もございます。

レジャーダイビング業界も多大なる影響を受けており、当協議会加盟社の皆様および各加盟社に所属するダイビングショップ、インストラクターおよびその業務に従事されています方々にとりまして大変な状況下におかれています。

現時点においては、レジャーダイビング業界に関しては、日本政府および各地方自治体より営業の自粛要請は明確に求められていませんが、このような状況下において思いもよぬレジャーダイビングに対する世間の風評被害を受けることに対しては配慮の必要があるかと思慮しております。

尚、当協議会加盟社に所属するダイビングショップおよびインストラクターの方々の中には、現在の状況と政府および各地方自治体からの協力要請を受けて、危機管理および風評被害をなくすという観点から、すでに自主的に営業活動を自粛されているところもございます。

当協議会といたしましては、所属するスタッフの感染、感染している利用者の受け入れによる2次感染、そこからの3次的な感染等が施設内およびダイビング活動をされる場所で発生することで、レジャーダイビングビジネスに関わる全ての関係者に対してお客様からの信頼やダイビング活動を実施されている近隣の団体や住民の方からの信頼が損なわれる可能性があり、事態が終息した後への影響も考慮するとダイビング業界からの感染や拡大は何としても避けなければならないという危機感をもっております。

したがって、当協議会加盟各社に所属するダイビングショップ及びインストラクターの方々ができるような行動をとるべきかを検証し、具体的な対応策や取組例を下記に記載いたしましたので、所属されているダイビングショップおよびインストラクターの方々への周知をお願い申し上げますと共にできる限りの対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

皆様におかれましてはご苦勞の多いことと存じますが、この厳しい現状を乗り越えることで、未来に向けて更なるダイビング産業の発展の道筋を築いていきたいと切に願います。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

EUBS および ECMH の立場による声明文（抄訳）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大時における

レクリエーションおよび職業ダイビングの実施とダイビング検診実施に関する妥当性の検証

SARS-CoV2およびCOVID-19感染症の蔓延に対処するため、世界中のほぼすべての国で取られている厳格な予防措置の結果として、病院においてのみではなく患者の輸送や緊急時の応急処置等のために費やされる限りのある医療システムに多大なる影響を与えています。

一般的には、単独または非常に少人数で実施することができ、また用具を共有して使用する必要のないことが保証されているスポーツ以外の活動は推奨されていません。

ダイビング中（レクリエーション・ダイビング）においては、1メートルの最小推奨距離（COVID-19防止に関するWHOの推奨事項に従い）を確保することが不可能であるだけでなく、呼吸装置が共有されないことを保証することも不可能です（たとえば水中におけるエア切れの場合等）。また、レンタル器材の使用もウイルス感染のリスクをもたらす可能性があります。

さらに、ダイビングの深さを慎重に計画して制限をしたとしても、気圧外傷、減圧症、液浸性肺水腫、または（ほぼ）溺水などのダイビング関連の病気の発生を完全に排除することはできないため、ファーストエイドや緊急回避措置を計画の中に入れておく事は、すべてのダイビング活動には必須です。この種の緊急回避措置における計画には、このような状況下において、（自己）隔離や自身の保護、および（準）医療資源の不足のどれを優先させるかの選択となり大きな危険性を孕む可能性があります。

そして、ダイビング特有の病気の治療のために必要な高圧室の利用が出来る可能性が低い状況においては、適切な治療を受けられないという面で大きな危険性があります。

したがって、欧州高圧水中医学会（EUBS）は、欧州高圧医学委員会（ECHM）と協力して、下記を推奨しています。

1. COVID-19の感染が蔓延している期間中の、単独またはバディペアにおけるすべてのレクリエーションダイビング活動を一時停止する必要があります。
2. すべてのレクリエーションダイビングの健康診断は、「緊急ではなく」「医学的に必須ではない」とみなされるため、後日まで延期する必要があります。必要に応じて実施する健康診断は、医師とダイバーの間に濃厚接触を回避できない状況となります。これは、現在推奨されている一定の対人距離を取るという推奨項目に相反します。ダイビング健康診断を必要とするダイビング連盟は、現在保有している診断書の有効期間を延長する等の対応で受け入れられるように暫定的なガイドラインの提供を検討する必要があります。
3. 職業ダイバーにおけるダイビング活動の継続および健康診断は、雇用主の責任において、国の機関からのアドバイス、ダイビング活動の緊急性、およびダイビング関連の病気や怪我が発生した場合に適切な医療を受けることが出来るという可能性を考慮しなければなりません。これは、一部の地域においては、公的医療機関を利用しないで「治療の保証」を受ける事が出来ないのであればダイビング活動を延期する必要があることを意味します。

疑問点等がある場合は、EUBS（www.eubs.org）またはECHM（www.ECHM.org）にお問い合わせください。

2020年3月26日に発行された推奨事項

※上記は、<http://www.eubs.org/wp-content/uploads/2020/03/English-EUBS-ECHM-position-on-diving-and-COVID-19-26th-March-2020.pdf> から引用し抄訳したものです。

レジャーダイビングビジネス活動全般への要請および具体的にとるべき対応策について

レジャーダイビングビジネス活動において、所属するスタッフの感染、感染している利用者の受け入れによる2次感染、そこからの3次的な感染等が施設内およびダイビング活動をされる場所で発生することで、レジャーダイビングビジネスに関わる全ての関係者に対してのお客様からの信頼やダイビング活動を実施されている近隣の組織や住民の方からの信頼を損なわれることは今後このような事態が終息した後への影響も考慮すると何としても避けなければならないという観点の基に下記を徹底していただくよう要請いたします。

□ 日本高気圧環境・潜水医学会より、2020年4月3日「[潜水に関わる方々へのお願い](#)」が出されています。（要約）

【レジャー・ダイバーの方々へ】

流行収束に目途が立つまで、レジャー・ダイビングは極力控えるようご検討お願い致します

【職業ダイバー、事業者の方々へ】

潜水障害に対して適切な治療を行うことが困難となる地域もしくは時期がある可能性があります。医療資源の確保が可能か適宜情報収集の上注意深い潜水作業計画をお願いいたします。ダイバー、事業者の方々には、地域の感染状況、医療状況、公共機関の推奨を踏まえた慎重な対応をお願いいたします。

上記は、2020年3月26日に[EUBS-ECHMから声明](#)をベースに書かれており、以下が理由として挙げられております。

- ダイバー同士の距離をCOVID-19対策上推奨されている1m以上を保つことはできない。
- エア切れ時のバディブリージングなどマウスピースの共有があり得る。
- レンタルの潜水器具からの感染の可能性がある。
- いかにも注意しても潜水障害が起こる可能性は排除できず、救急処置、搬送を含む医療資源を使う可能性がある。
- ダイバー健診時にダイバーと医師間の距離を保つことができない。

□ ダイビングショップにおける店舗および施設の感染防止策の徹底

- 感染症における注意喚起の掲示
- 利用者への「別紙」の内容に即した注意喚起（ホームページ・店頭掲示・書面配布等）
- 店舗スタッフおよび接客をする際にはマスク着用
- 店舗および施設内全般の消毒（陳列している商品および備えている雑誌等を含む）
- レンタル器材の消毒
- 預かり器材の管理および渡す際の消毒
- 必要十分な換気の実施
- 人数制限の実施（隣人とは最低2メートルを確保し対面になることを避ける）
- 咳エチケットの徹底と大声での会話を控える
- 店舗および使用する施設において感染が判明した場合には、直ちに濃厚接触者を割り出し必要な措置を講じる

□ ダイビングショップにおけるスタッフおよびインストラクター自身の健康状態管理の徹底

- 勤務するスタッフ全員の入社時の検温および健康状態のチェック
- 上記に加えて、同居する家族等に感染を疑われる症状がある場合には出勤を停止
- スタッフ同士が食事をとる際には対面を避ける
- 集団感染が発生する可能性が高い場所への出入り禁止

□ イベント開催や参加に関して

- 多くの場合、多くの人を集めて利用できる場所は施設提供が休止となっている場合があるが、そもそも多くの人が集まるイベントの実施や参加は集団感染のリスクが高まるため控えるか中止または延期するようにする。

以上

(別紙)

新型コロナウイルス等のウイルス性感染症に対する当ショップの取り組みのご案内 (例)

日頃より当ショップをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス等のウイルス性感染症に関しまして、ご利用のお客様の安心と安全の確保の観点から下記の対応を行っておりますので安心してご利用いただければと存じます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

□ **当ショップのスタッフに関して**

- 当ショップのスタッフの健康管理を徹底しております。
- スタッフは、安心してご利用いただけるよう業務中マスクを着けてお客様の対応する場合がございます。
- 全てのスタッフは、出勤時に自身の体調の自己申告および検温を毎日しております。
- 全てのスタッフは、手洗いをしたのちに消毒液を使用して衛生管理を徹底しております。

□ **当ショップの施設・車両及び器材に関して**

- 店舗内に、除菌用のシートおよび消毒液を常備しております。
- 店舗内のカウンター・テーブル・椅子に関して、一日数回消毒液で除菌しております。
- 店舗内の床・トイレ・更衣室等を清掃・除菌しております。
- 店舗内の換気を頻繁に行っております。
- レンタルで使用する各種器材等は使用する前に除菌しております。
- 移動で使用する車両は、毎回使用後に清掃・除菌しております。また、頻繁に換気をいたします。

□ **当ショップが提供するサービスおよびお客様へのお願いに関して**

- 体調が悪い状態でのアクティビティへの参加はご遠慮ください。
- 来店当日に体調がすぐれないお客様はご遠慮なくスタッフまでお申し出ください。
- アクティビティ催行の際に本日の体調のチェックと直近に海外渡航歴の有無や感染の恐れのある場所への出入りがあるかどうかお聞きすることがございます。
- 次の症状があるお客様は来店をお控えください。
 - 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
 - 37.5 度以上の熱がある方
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
 - 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
 - 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航 者の方、並びに当渡航 者との濃厚接触がある方
 - 過去 14 日以内に、新型コロナウイルス 感染者が発生した観光クルーズ船から下船、あるいはその他のクラスターとされる場所を訪れた方。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
 - その他新型コロナ ウイルス 感染可能性の症状がある方。
 - 1 週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロ ウイルス 等にかかっていた方
- アクティビティ催行中に体調が悪くなったり気分が悪くなった場合には、ご遠慮なくスタッフまでお申し出ください。
- 店舗内備え付けの除菌用のシートおよび消毒液はご遠慮なくご利用ください。
- 咳やくしゃみをされる際には、咳エチケットをお守りください。出来ましたらマスクを常時着用ください。
- 早朝・夕刻および海から出た際には、寒暖差がございますのでご注意ください。

お客様の健康管理及び感染リスクを最大限抑え、安全で楽しくアクティビティをお楽しみいただくためにご理解とご協力の程よろしく願いたします。

ショップ来店当日に何か気が付かれたことがございましたら、スタッフまでご遠慮なくお知らせください。

以上